Plus500JP Securities Ltd.

自己資本規制比率

Plus500JP 証券株式会社

金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第 156 号

自己資本規制比率

		2026 年 6 月末現在	（単位：百万円）
固定化されていない自己資本		(A)	640
リスク相当額	市場リスク相当額		55
	取引先リスク相当額		33
	基礎的リスク相当額		63
	計	(B)	152
自己資本規制比率		(A)/(B)×100	**420.5%**

自己資本規制比率の計算について

自己資本規制比率は金融商品取引業者の財務の健全性を測る指標のひとつであり、次の算式で計算します。
自己資本規制比率（%）＝ 固定化されていない自己資本 ÷ リスク相当額 ×100
金融商品取引法第 46 条の 6 第 2 項により、金融商品取引業者はこの自己資本比率を 120%以上に維持することが義務付けられています。

Plus500